

保育所等における新型コロナウイルス感染症の対応について

(保育所等における新型コロナウイルス感染症対応フローの詳細版)

【注意】

- ・感染拡大状況や国・県の状況に応じ内容が変更となる場合があります。

1 保育所等の子ども・職員の場合

感染状況	保育所等	対象子ども	保育料	対象職員
感染した場合	開園	登園停止 (療養が終了するまで)	登園停止の期間 について、日割り 計算による減額	出勤停止 (療養が終了するまで)
濃厚接触者の場合		登園停止 (※1 健康観察期間が 終了するまで)		出勤停止 (健康観察期間が終了 するまで)
濃厚接触の疑いがある場合		※2 自主登園	通常どおり支払い	※3 自主出勤
上記以外の者		登園		出勤

※1 健康観察期間：感染者と最後に接触した日の翌日から7日間(保健所が指定した健康観察期間)
(例：4月1日が最後に接触した日の場合は、4/1～4/8まで登園停止。)

※2 自主登園：感染拡大防止のため、家庭での保育に協力していただく。

※3 自主出勤：感染拡大防止のため、自宅での待機に協力していただく。職員の休暇等については、施設ごとの就業規則に応じ、対応すること。

(1)感染した場合

- ・開園とする。
- ・感染した子ども及び職員は、療養が終了するまで登園停止及び出勤停止とする。

(2)濃厚接触者の場合

- ・開園とする。
- ・当該子ども及び職員は、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間(保健所が指定した健康観察期間)登園停止及び出勤停止とする。

(3)濃厚接触の疑いがある場合

- ・開園する。
- ・当該子ども及び職員は、自主登園及び自主出勤とする。
- ・感染拡大防止のため、家庭での保育をお願いする。ただし、保育が必要な子どもについては受け入れを断ることがないようにすること。

(4)施設内の消毒について

- ・施設内の消毒を行う。
(消毒の方法については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」を参照。)
- ・消毒は施設の職員が行うが、職員の感染者が多いなど不足する場合は、事業者への業務委託による消毒を検討する。(費用は施設の自己負担)

(5) 臨時(一部)休園について

・クラスター発生時等や職員の多数が出勤停止となり臨時(一部)休園となる場合など施設運営に支障をきたす場合は、町から登園自粛要請を行う。

(登園自粛要請により欠席した期間の保育料は日割り計算し、減額する。)

・休園範囲や期間は感染状況をもて、保健所のアドバイスのもと、町と施設間で協議の上、決定する。

・感染者や濃厚接触者に該当しない児童については、臨時(一部)休園期間中は感染防止の観点から、他の施設における代替保育は行わず、家庭内保育等をお願いする。

- ① 保護者に家庭内保育を依頼する
- ② 保護者が休暇を取得できない場合は親族等による保育を依頼する
- ③ 親族等による保育ができない場合は、ベビーシッターやファミリー・サポート・センターの情報を提供する

(6) 保護者へのお知らせについて

・子どもの中で感染者や濃厚接触者が出た場合で、施設内での感染拡大の恐れがある場合は、保護者に周知しても差し支えない。

・職員の中で感染者や濃厚接触者が出た場合で、出勤停止により運営に支障が出る場合は周知する。

※個人情報特定されないよう厳重な注意を払うこと。

(7) 保育料及び副食費の減額について

・保育料(0～2歳児)については、臨時(一部)休園により欠席した期間または登園停止期間の保育料は日割り計算し、減額する。

・副食費(3～5歳児)については、各施設の判断とする。

(8) 給食の提供について

・職員の感染者や濃厚接触者が多く、食事の提供体制が整わない場合は、各家庭から弁当を持参してもらうことを可とする。

2 保育所等の子ども・職員の同居家族の場合

感染状況	保育所等	対象子ども	保育料	対象職員
感染した場合	開園	登園停止 (※1 健康観察期間 が終了するまで)	登園停止の期間に ついて、日割り計 算による減額	出勤停止 (健康観察期間が終 了するまで)
濃厚接触者の場合		自主登園	通常どおり支払い	自主出勤
濃厚接触の疑いが ある場合				
上記以外の者		登園	出勤	

(1) 同居家族が感染した場合

- ・当該子ども及び職員は、濃厚接触者となり、感染者と最後に接触した日の翌日から7日間(保健所が指定した健康観察期間)登園停止及び出勤停止とする。
- (※対応は1の濃厚接触者の場合へ)

(2) 同居家族が濃厚接触者の場合

- ・当該子ども及び職員は、自主登園及び自主出勤とする。
- ・感染拡大防止のため、家庭での保育をお願いする。ただし、保育が必要な子どもについては受け入れを断ることがないようにすること。
- ・当該同居家族による送迎を健康観察期間が終了するまで控えていただく。別の家族の送迎は可。

(3) 同居家族が濃厚接触の疑いがある場合

- ・当該子ども及び職員は、自主登園及び自主出勤とする。
- ・感染拡大防止のため、家庭での保育をお願いする。ただし、保育が必要な子どもについては受け入れを断ることがないようにすること。

(4) 施設内の消毒について

- ・特別な消毒は不要。通常の感染症対策における消毒を行うこと。

(5) 保護者へのお知らせについて

- ・原則、個人情報保護の観点から、周知しないこと。